

【完全網羅】親が亡くなった「後」に必要な手続き全55項目

いつ (推奨)	完了 チェック	どこで	なにを	費用	ポイント
当日		病院等 (親の死因が不明なときは警察に現場検証 してもらったうえで医師に発行してもらう)	死亡診断書(死体検案書)の受取	3,000~1万円	死亡届とセットになっているため、受け取った時点で必要事項 を記入しておくとのちの手続きがスムーズに進む 死亡届の提出や死亡保険の請求時などにも必要となるため、 複数枚コピーを取っておくと安心
			退院手続き	要確認	入院中に亡くなった場合は、退院手続きにあたって入院費の支 払いが必要
	葬儀社	-	通夜・葬儀に関する打ち合わせ		葬儀社に遺体の搬送から通夜・葬儀・僧侶・霊柩車・火葬場の 手配まですべて任せられる
			故人の近親者・勤務先への連絡 あなたの勤務先・知人への連絡		喪主から連絡するのがマナー。通夜や葬儀の日程が決まって いる場合は併せて伝える 勤務先に親の訃報を伝えるときには急ぎ休み制度の確認と いつまで出勤できないか伝えることも大切
2日目	役所		死亡届の提出		死亡届は基本的に同居する親族が提出するが、葬儀社に代行 してもらうことも可能
			火葬・埋葬許可申請書の提出		死亡届提出時に併せて提出 申請受理後に交付される埋葬・火葬許可証は火葬場に提出す る必要があるため、大切に保管しておくことがポイント
	葬儀社	納棺	葬儀にかかる費用は相続財 産の合計額から控除できる ため、領収書をきちんとも らっておく	親が生前のうちに棺に納めてほしいと願っていたものがあれ ば、事前に葬儀社の担当者に渡しておく	
	自宅もしくは葬儀社	通夜		参列者に飲食物を振る舞う風習がある地域では、事前に葬儀社の担当 者に依頼して手配してもらうとよい	
3日目	葬儀社		葬儀・告別式		喪主や親族は親族席を離れられないため、同僚など信頼でき る人に受付を依頼しておくとうい
			出棺		
	火葬場		火葬		霊柩車へ故人の棺を載せる際、位牌や遺影写真を持つ人、棺 を運ぶ人を決めておくスムーズ
			火葬許可証の提出 火葬済印のある埋葬許可証の受取		死亡届提出時に取得した火葬許可証を、火葬場に提出する 火葬執行済の印が押された火葬許可書は納骨時に埋葬許可 証としての役割を果たすため、大切に保管しておく
7日目	葬儀社	葬儀代の支払い	約20~200万円	葬儀費用を支払ったときの領収書はなくさず保管しておき、 相続税の申告の際に提出する	
	自宅/お寺/斎場など	初七日法要	約3~5万円	事前に参列者の数を決めようで会場を探すとスムーズ 香典へのお返しも事前に用意しておくとうい	
14日以内	亡くなった人の 本籍 地の役所	戸籍窓口	除籍謄本の取得	除籍謄本: 1通750円 戸籍謄本: 1通450円 ※自治体によって異なる	相続手続が必要となるため、2~3枚取得しておく 親の本籍地へ行くのが難しいときには郵送申請でも取得可能
			相続人の戸籍謄本の取得		相続手続の際には相続人全員の戸籍謄本も必要
	住民票窓口	住民票の除票の取得		必須	
		世帯主の変更届		亡くなった親が世帯主だった場合に必要	
		資格喪失届		亡くなってから14日以内に提出	
		健康保険証の返還		必要に応じて返還	
	健康保険窓口	後期高齢者医療 被保険者資格喪失届		親が75歳で後期高齢者医療制度を利用していた場合は 亡くなってから14日以内に提出	
		後期高齢者医療 被保険者資格証の返還		必要に応じて返還	
		高額医療費支給申請		必要に応じて申請	
		介護保険窓口	資格喪失届		親が介護保険の被保険者だった場合、亡くなってから14 日以内に提出
		介護保険証の返還		必要に応じて返還	
		送付先変更届		必要に応じて返還	
		還付金の申請		必要に応じて申請	
	障がい福祉窓口	障がい者手帳の返還		必要に応じて返還	
受給資格者死亡届の提出			親が特別障がい者手当などを十九していた場合、亡く なってから14日以内に提出		
未払い手当の申請			未払い分の手当がある場合、受給資格者死亡届とともに 請求書と口座振替依頼書を提出		

【全52項目】親が亡くなった「後」にやること全リスト

いつ (推奨)	完了 チェック	どこで	なにを	費用	ポイント	
		年金事務所	受給者死亡届	必要書類取得費用が発生する 場合があるため、年金事 務所への事前確認が必要	国民年金の場合は亡くなってから14日以内、厚生年金 の場合は亡くなってから10日以内に提出 該当する場合は必須 遺族基礎年金・遺族厚生年金・寡婦年金・死亡一時金など該 当する場合は、必要に応じて申請	
			未支給年金請求の届出			
			その他の遺族年金の届出			
			警察署	通知停止手続き	-	必要に応じて申請 必要に応じて返還
				運転免許証の返還		
			各サービス	公共料金やクレジットカード、各種サー ビスの解約	-	解約しないと引き続き料金を請求されるため、速やかな手続き が求められる 請求手続き期限は生命保険加入者の死亡後3年だが、相続税 の課税対象となることがあるため、早めの手続きを推奨
生命保険会社			死亡保険金の請求			
		証券会社	株式の名義変更をする		証券会社に口座を持っていないときには新たに開設する必要 がある	
		金融機関	団体信用生命保険の請求手続きを行 う		実家に住宅ローンが残っている場合は申請	
		パスポートセンター	パスポートの失効手続きを行う		必要に応じて申請	
2ヶ月以内		自宅／お寺／斎場など	四十九日法要と納骨	3～5万円	親族と相談して執り行う	
		-	香典返しを贈る	香典の半額が目安	香典返しが不要と言われたときには用意する必要がない	
		銀行	銀行へ連絡	-	連絡をしないと口座が凍結されるので、連絡するタイミングを見 極めることが大切	
		家庭裁判所等	相続手続の開始	15～100万円	スムーズに進めるためにも司法書士や弁護士に依頼するとよ い	
3ヶ月以内		家庭裁判所	相続放棄の申立て	3,000円～10万円程度	相続の開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所へ申し立 てないと遺産の相続を承認したと見なされる	
			相続の限定承認の申立て	数万円～100万円程度		
4ヶ月以内		税務署	準確定申告	0円～10万円程度	税理士に依頼すると別途報酬が必要	
			還付金受領の手続きと分配			
10ヶ月以内		税務署	相続税の申告	0円～遺産総額の0.5～1%		
			相続税の納税	相続税申告の金額		
2年以内		健康保険組合または全国健康保険協会	埋葬料給付申請	-	親が健康保険の加入者だった場合、最大5万円の給付を受け られる	
		役所	健康保険窓口		葬祭費給付申請	親が国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた場合 は1～7万円の給付を受けられる
3年以内		法務局	相続した不動産の相続登記	数千円～5万円	司法書士に依頼すると書類の収集から申請書の作成、申請手 続きまですべて任せられるので手間がかわらない	